

建設業者等の指名停止について

令和4年11月11日
糸魚川市総務部財政課

1 指名停止等措置業者

株式会社銭高組（大阪市西区西本町 2-2-4）

2 指名停止等期間

令和4年11月11日から令和5年5月10日まで（6か月間）

3 指名停止等の理由

株式会社銭高組の元社員が、防衛省近畿中部防衛局が令和2年に発注した、岐阜（2）評価施設新設建築その他工事の競争入札に関し、令和4年5月31日に公契約関係競売入札妨害及び官製談合防止法違反の容疑で逮捕、在宅起訴された。

このことが、糸魚川市建設工事等請負業者指名停止等措置要領第2条第1項（別表第2、第5号）に該当するため。

建設業者等の指名停止について

令和4年11月11日
糸魚川市総務部財政課

1 指名停止等措置業者

株式会社浅沼組（大阪市浪速区湊町1-2-3）

2 指名停止等期間

令和4年11月11日から令和5年5月10日まで（6か月間）

3 指名停止等の理由

株式会社浅沼組の社員が、千葉縣市川市が令和2年に発注した市川市立塩浜学園校舎等取壊し工事の競争入札に関し、令和4年7月26日に官製談合防止法違反の容疑で逮捕、同年8月16日に起訴された。

このことが、糸魚川市建設工事等請負業者指名停止等措置要領第2条第1項（別表第2、第5号）に該当するため。